

○北海道大学大学院理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会実験生物
飼育栽培施設専門委員会内規

令和4年5月25日

ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会決定

(設置)

第1条 北海道大学大学院理学研究院附属ゲノムダイナミクス研究センター規程（平成20年海大達第150号。）第7条第1項第1号の規定に基づき、ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会に実験生物飼育栽培施設専門委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、生物科学研究に用いる動植物その他の生物材料を飼育・栽培する施設を提供することを目的とし、そのために必要な設備機器類の整備、管理業務、利用料金に関する審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の内から5名の委員をもって組織する。

- (1) ゲノムダイナミクス研究センター運営委員会委員長（以下、「運営委員会委員長」という。）が指名したゲノムダイナミクス研究センター運営委員会委員の教授又は准教授
- (2) その他運営委員会委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この内規は、令和4年5月25日から施行する。
- 2 この内規の施行後最初に委嘱される第3条第1号及び第2号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。